

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 3 日現在

機関番号：14401

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2013～2014

課題番号：25590036

研究課題名(和文) アイゼンハワー政権期(1953年～1961年)の「核の傘」をめぐる日米関係

研究課題名(英文) 'Nuclear Umbrella' in the U.S.-Japan Relations during the Eisenhower Administration

研究代表者

山田 康博(YAMADA, YASUHIRO)

大阪大学・国際公共政策研究科・准教授

研究者番号：70243277

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究課題は、アメリカがいつどのようにして日本を自らの「核の傘」に入れたのかという問題の解明を目的とした。本研究課題の実施期間中に収集した資・史料を分析した結果、アイゼンハワー政権がとった大量報復戦略の展開の過程でアメリカは同政権期に日本を「核の傘」に入れた、という仮説を証明する資・史料の存在を確認できなかった。

研究成果の概要(英文)： This research project aimed to examine the hypothesis that Japan came under the U.S. nuclear umbrella while the Eisenhower administration brought great changes in the U.S. nuclear posture with the announcement of the “massive retaliation” strategy in January 1954. With this research objective in mind, this recipient worked on U.S. archival documents related to the topic. This researcher did not find any documents that would clearly support the hypothesis that Japan came under the U.S. nuclear umbrella in the years when Eisenhower was in the White House.

研究分野：現代アメリカ対外関係史

キーワード：核の傘 日米関係 アイゼンハワー 大量報復戦略

1. 研究開始当初の背景

民主党政権時代に日本政府が有識者に委託した日米両国間の「核密約」に関する調査の結果は(2010年3月公表)、日本側からみた密約の内容や密約に至った経緯をかなり明らかにした。その一方で、アメリカが核兵器を日本に持ち込む前提となるアメリカによる日本への「核の傘」の提供と日本によるアメリカの「核の傘」の受け入れが、いつどのようにして実際にはじまったのか、という問題は未解明のままだった。この点については、1960年の日米安保条約の改定によって、あるいは1960年代後半に日本による独自の核兵器開発の断念と引き換えに、暗黙ながらアメリカが「核の傘」を日本に提供し日本は「核の傘」に入った、とする解釈がある(前者は平和・安全保障研究所編『日米同盟再考』2010年、後者は「NHKスペシャル」取材班『"核"を求めた日本』2012年、黒崎輝『核兵器と日米関係』2006年)。また太田昌克は、アメリカが日本にもつ米軍基地を1950年代に核戦略体制の中に組み込んでいった姿を示したが(『日米「核密約」の全貌』2011年)、そのような過程が日米間の「核の傘」をめぐる関係の形成とどのように重なるのか、やはりまだ十分には解明されていなかった。

本研究代表者は2012年度に、科研費助成研究課題(挑戦的萌芽研究)「日米関係における『核の傘』の起源」に取り組んだ。その研究活動として、日米間の「核の傘」の起源に関わる一次資料を、日本が独立を達成した1952年からアメリカが大量報復戦略を公表した1954年の時期に焦点を絞って調査した。その結果、日本を舞台としたアメリカ核戦略の展開を断片的ながらも示す史料を確認できた。しかし、日米間の「核の傘」の成立を示す決定的な史料の存在は確認できなかった。その結果、1955年以降のアイゼンハワー政権期についての検討と新たな史料調査が必要であると認識し、2012年度に実施した研究課題の研究対象期間を拡大した本研究課題に着手することとした。

2. 研究の目的

本研究課題「アイゼンハワー政権期(1953年-1961年)の『核の傘』をめぐる日米関係」の目的は、アメリカがいつどのようにして日本を自らの「核の傘」に入れたのかを解明することである。従来 of 主要な解釈は、1960年の日米安保条約締結以降に日本がアメリカの「核の傘」に入ったとしている。それに対して本研究課題は、主としてアメリカ側からの日本に対する「核の傘」の提供に焦点をあてて、アイゼンハワー政権がとった大量報復戦略の展開の過程で、アメリカは1950年代に日本を「核の傘」に入れた、という仮説をたてる。外交史の手法を用いたアメリカ側の一次資料の分析を通じて、その仮説を証

明するのが本研究課題の目的である。別のことばでいうとそれは、アメリカが初めて打ち出した公式の核戦略である大量報復戦略(公表は1954年)と日本への「核の傘」の提供の関連性の解明である。ただし本研究課題においては、日本側の「核の傘」の受け入れという側面を研究対象とはしなかった。

3. 研究の方法

本研究課題の実施においては、アメリカの対外政策・安全保障政策に関わる一次資料の収集と資・史料の分析が研究活動の中心となった。アメリカの首都ワシントン市にある国立公文書館とアメリカ連邦議会図書館で資料調査と資料収集を行なった。調査・収集の対象としたのは、国務省関係資料(Central Decimal File[1955-59年]、原子力・宇宙担当特別補佐官文書[1948-62年])、統合参謀本部および空軍関係資料(C・ルメイ文書、N・トワイニング文書)である。これらのほかに、インターネット上で公開している資・史料も調査した。

つぎに、収集した資・史料の分析を三つの分析レベル(大統領および国家安全保障会議レベル、国務省トップレベル、国防総省トップレベルおよび統合参謀本部、大統領府、国務省、国防総省などの政府機関の内部レベル)に分けて進めた。その際には、政府文書と政策決定者にかかわる文書の分析を中心とする外交史の手法を用いつつ、NATO同盟国と非NATO同盟国である日本に対する「核の傘」をめぐるアメリカの政策の違いに着目した。

4. 研究成果

本研究課題の実施期間中に収集した資・史料の分析した結果、アイゼンハワー政権がとった大量報復戦略の展開の過程でアメリカは同政権期に日本を「核の傘」に入れた、という仮説を証明する資・史料の存在を確認できなかった。それだけではなく、大統領や国家安全保障会議という高い政策決定レベルで、アイゼンハワー政権が日本に対する「核の傘」の提供をそもそも政策として検討していたのかどうかすらも確認できなかった。

その理由として推測できるものには二つある。その仮説が正しくないからである、それを証明する資料が非公開だからである、というのがそれら二つの理由である。

その仮説が正しくないという理由に関連して。

本研究課題を実施した結果、少なくとも1954年7月まではアメリカが日本に対して「核の傘」を提供した事実はないことが明らかとなった。発足したばかりの日本の防衛庁の高官が、1954年7月にワシントンを訪れて統合参謀本部の軍人たちと会談した。その

会談の目的は、木村防衛庁長官からウィルソン国防長官に送られた書簡の中で防衛庁が提起したいくつかの質問について話し合うことだった。それらの質問には、極東における共産主義勢力による侵略に対抗するにあたっての日本の役割は何か、「ニュー・ルック」政策[大量報復戦略を含むアイゼンハワー政権の安全保障政策]の根本方針は何でありそれが日本の防衛力強化にとってもつ意味は何か、といった質問が含まれていた。この会談についてのアメリカ側の記録を見る限りでは、日米双方ともに核兵器や「核の傘」についてこの会談の中ではまったく言及していない(1)。それ以降の時期については資料の確認ができておらず、本研究課題が取り組んだ仮説が正しいのか間違っているのか、どちらとも言えない結果となった。

それを証明する資料が非公開だからであるという理由に関連して。

本研究課題の実施において調査対象とした一次資料の中には、いくつかのアメリカ政府が公開を認めていない公文書が存在した。それらの中に本研究課題の核心に迫る資料が入っている可能性がある。例えば日米安保条約の改定にかかわる統合参謀本部議長から国防長官宛の覚書(1959年5月15日付の2通[それぞれ8頁と5頁の分量]や同年6月18日付の覚書[2頁の分量][2])が非公開である。それらの覚書はアメリカ軍事政策決定の高いレベルにおける日米安保条約の改定をめぐる政策協議に関する資料であり、「核の傘」にかかわる内容をもつ覚書であった可能性がある、と本研究代表者は推測する。このほかにも核兵器と日本がかかわる史料で非公開とされているものには、1953年11月25日付の統合参謀本部議長から國務長官あての覚書(3)などがある。

これらのほかにも、アメリカ国外での核兵器の貯蔵に関する1958年1月28日付の統合参謀本部議長から国防長官宛の覚書(4)は非公開である。

しかしながらその一方で、分析した資・史料の中に1950年代の東アジアにおいてアメリカが核兵器の配備を進めたことを断片的に示す公文書の存在は確認できた。その一例は、1957年6月21日付のトワイニング空軍参謀長書簡(5)である。同書簡は、「原子力担当代表(極東地域)」という職務へ第9爆撃隊指揮官を任命したものであり、核兵器に関係する軍事任務が極東地域にあったことを示していた。

また、海外米軍基地へ核兵器をアメリカが配備する場合に(それが核兵器を配備する米軍基地がある国への「核の傘」としてであるのかどうかは別の問題として)、アメリカがとらなければならない手続きが配備先相手国ごとに異なっていたことが明らかとなった。(6)アメリカの核兵器をめぐる外交政策は日本に対する場合とその他の国に対する場合とでは大きく異なっていたのであり、大

量報復戦略のもとでの「核の傘」の提供も日本に対する場合とその他の国に対する場合とでは提供のしかたは同じではなかったはずだと推測できる。

アメリカが世界的な規模で核戦略態勢を構築していこうとする姿の一端をうかがわせる史料も確認することができた。それは次のようなものである。1953年3月8日付の史料。統合核兵器管理極東センターの運用方針についての覚書であり、日本を含む極東地域を舞台としたアメリカ核戦略の展開が進んでいくことをうかがわせる史料。(7)1954年11月8日付のダレス國務長官からウィルソン國務長官あての書簡。(8)この書簡から、アイゼンハワー大統領が1954年6月23日に日本への核兵器の非核部分の持ち込みを承認したこと、まだ日本には核兵器の非核部分の持ち込みがおこなわれていないことがわかる。

現在の日本にとって「核の傘」の問題は依然として重要な政治的争点である。しかしながらその起源の解明が、核兵器や「核の傘」をめぐる公共政策に関する公文書の公開に対する制限によって進められないのが現状である、と本研究課題の実施の結果として報告せざるを得ない。

(1) Memorandum of Conversation on Mr. Kimura's Letter to Wilson, July 22, 1954, ["794.5/7-2254" Folder], Box 4248, Central Decimal File 1950-54, Department of State, RG59, Archives II, College Park, Maryland.

(2) Withdrawal Sheet, May 15, 1959 & May 15, 1959, Memos--My 1959 Nos 182-203 Folder, Box 107, the Papers of Nathan F. Twining, Library of Congress, Washington, D. C.; Withdrawal Sheet, June 18, Memos--18--20 JE 1959 Nos 236-238 Folder, Box 108, *ibid.*

(3) Withdrawal Notice, November 25, 1953, "II.2.A. NN-JAPAN, 1953-1954" Folder, Box 6, Special Assistant for Atomic Energy, Country and Subject Files Relating to Atomic Energy Matters, 1950-1962, General Records of the Department of State, RG59, Archives II, College Park, Maryland.

(4) Withdrawal Sheet of Memorandum, Twining to Secretary of Defense [Wilson], January 28, 1958 [Storage of Atomic Weapons in Overseas Areas], "Memos JA 1958" Folder, Box 105, *the Papers of Nathan F. Twining*, Manuscript Collection, Library of Congress, Washington, D. C.

(5) Letter, Twining to Kingsbury, June 21, 1957, "Office File, Chief of Staff 1957, Command-Strategic Air" Folder, Box 94, *ibid.*

(6) Memorandum, Battle to Bundy, July 28, 1961. Available at

http://nsarchive.gwu.edu/nsa/NC/nh6_1.gif
(2014年12月28日閲覧).

(7) Memorandum, Commander in Chief Pacific [Radford] to LeMay, March 8, 1953, B24657 Folder, Box 203, *The Papers of Curtis E. LeMay*, Manuscript Collection, Library of Congress, Washington, D.C.

(8) Letter, Dulles to Wilson, November 8, 1954, "II.2.A. NN-JAPAN, 1953-1954" Folder, Box 6, Special Assistant for Atomic Energy, Country and Subject Files Relating to Atomic Energy Matters, 1950-1962, General Records of the Department of State, RG59, Archives II, College Park, Maryland.

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

なし

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

〔その他〕

ホームページ等

なし

6. 研究組織

(1)研究代表者

山田 康博 (YAMADA YASUHIRO)

大阪大学・国際公共政策研究科・准教授

研究者番号：70243277

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし